

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

## 1. 看護に関すること

---

- (1) 東 4 病棟、東 5 病棟、東 6 病棟、東 7 病棟において療養病棟入院料 1 を算定しております。

なお、各病棟の時間帯ごとの看護職員配置については下記のとおりです。

### 東 4 病棟(療養病棟入院基本料 1)

1 日に 8 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)と 1 日 8 名以上の看護補助者が勤務しています。

|            |       |                        |
|------------|-------|------------------------|
| 9 時から 17 時 | 看護職員  | 1 名当たりの受け持ち数は 12 名以内です |
|            | 看護補助者 | 1 名当たりの受け持ち数は 8 名以内です  |
| 17 時から 9 時 | 看護職員  | 1 名当たりの受け持ち数は 25 名以内です |
|            | 看護補助者 | 1 名当たりの受け持ち数は 50 名以内です |

### 東 5 病棟(療養病棟入院基本料 1)

1 日に 8 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)と 1 日 8 名以上の看護補助者が勤務しています。

|            |       |                        |
|------------|-------|------------------------|
| 9 時から 17 時 | 看護職員  | 1 名当たりの受け持ち数は 12 名以内です |
|            | 看護補助者 | 1 名当たりの受け持ち数は 8 名以内です  |
| 17 時から 9 時 | 看護職員  | 1 名当たりの受け持ち数は 27 名以内です |
|            | 看護補助者 | 1 名当たりの受け持ち数は 54 名以内です |

### 東 6 病棟(療養病棟入院基本料 1)

1 日に 8 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)と 1 日 8 名以上の看護補助者が勤務しています。

|            |       |                        |
|------------|-------|------------------------|
| 9 時から 17 時 | 看護職員  | 1 名当たりの受け持ち数は 12 名以内です |
|            | 看護補助者 | 1 名当たりの受け持ち数は 8 名以内です  |
| 17 時から 9 時 | 看護職員  | 1 名当たりの受け持ち数は 26 名以内です |
|            | 看護補助者 | 1 名当たりの受け持ち数は 52 名以内です |

### 東 7 病棟(療養病棟入院基本料 1)

1 日に 8 名以上の看護職員(看護師及び准看護師)と 1 日 8 名以上の看護補助者が勤務しています。

|            |       |                        |
|------------|-------|------------------------|
| 9 時から 17 時 | 看護職員  | 1 名当たりの受け持ち数は 12 名以内です |
|            | 看護補助者 | 1 名当たりの受け持ち数は 8 名以内です  |
| 17 時から 9 時 | 看護職員  | 1 名当たりの受け持ち数は 27 名以内です |
|            | 看護補助者 | 1 名当たりの受け持ち数は 53 名以内です |

- 
- (2) 当院は、患者様のご負担による付添看護は行っておりません。

## 2. 厚生局長への届出事項

---

### (1) 入院時食事療養費(Ⅰ)

当院は入院時食事療養費(Ⅰ)及び入院時生活療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。

### (2) 基本診療料に関わる届出事項

- 療養病棟入院料 1
- 患者サポート体制充実加算
- データ提出加算 1
- 夜間看護加算
- 重症皮膚潰瘍管理加算
- 診療録管理体制加算 3
- 感染対策向上加算 3

### (3) 特掲診療料に関する届出事項

- 薬剤管理指導料
- CT 撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- 摂食嚥下機能回復体制加算 3

## 3. 医療費の内容について詳細な明細書を交付する体制があります

---

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には薬剤や検査の名称などが記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## 4. 医療機関指定

---

- (1) 保険医療機関
- (2) 生活保護法指定医療機関